

「市町村セミナー」（2004.6.17）  
**なぜワーク・ライフ・バランスが必要か**  
ニッセイ基礎研究所 武石恵美子

## 1. 事業主行動計画の意義は何か

### （1）1990年代以降の「少子化対策」

- ・仕事と子育ての両立支援が重要な柱に
- ・育児休業法の施行（1992年）、育児休業制度の改善
- ・エンゼルプラン（1994年）、新エンゼルプラン（1999年）の策定

### （2）「少子化対策」の効果：仕事と子育ての両立に関連して

- ・少子化の一層の進行
- ・子育て期に働く女性は増加していない

### （3）効果が限定的な理由

仕事と子育ての両立支援は誰のための支援か  
従来：働く女性の支援策の側面が強調された  
本来：働く男女、その配偶者を含む適用範囲の広範な施策

### （4）行動計画の意義

- ・計画内容の内容について一定の水準が求められているものではない
- ・計画期間中に仕事と子育ての両立に関して意識的に前進する仕組み
- ・事業主の責務についての啓発効果
- ・全体の水準を押し上げる効果

## 2. 自治体にとっての両立支援策の意義

(1) 公務部門に求められていること



## (2) 組織マネジメントの重要性

- ・人材の資質が行政サービスの優劣を左右する  
公務は総合的な「生活支援産業」：住民の目線に立った公務サービス
  - ・働く人の能力を最大限に生かすマネジメント  
成果をだすための仕組みづくり  
→民間企業における人事管理と同様の課題に直面

### (3) 働く人の意識の変化

- ・ 仕事中心から仕事と生活のバランス重視へ  
賃金や雇用の安定と並んで、労働時間、休暇制度が重要な待遇条件に

#### (4) 組織が求める人材像の変化

与えられた仕事を的確に処理する+時代の変化に対応した行政サービスを展開する  
長時間労働≠公務サービスの向上

多様な人材を生かす：ダイバーシティ・マネジメント  
多様な人材を生かす戦略。多様な属性や価値・発想を取り入れることで、ビジネス環境の変化に迅速・柔軟に対応し、企業の成長と個人の幸せにつなげる戦略  
(日経連「原点回帰－ダイバーシティ・マネジメントの方向性－(2002.5)」)

両立支援策は福利厚生施策ではなく、戦略的な人的資源管理制度として位置づけられている

## (5) 何が必要か

- ・効率的な業務遂行へのインセンティブ
  - 不必要的長時間労働の排除：事務の簡素合理化
  - 就業時間への集中：不要なストレスの排除
- ・就業ニーズにマッチした働き方への配慮
  - 働き方の見直し
  - 休業取得促進、柔軟な働き方の工夫
  - 男性の意識改革、男性の子育て参加促進への取組
  - 男性の（育児）休業取得の促進
    - 男性の育児休業取得の現状
    - 男性の育児休業取得のメリット
    - 課題：意識の問題、職場の問題

## 3. ワーク・ライフ・バランスの重要性

### (1) ワーク・ライフ・バランスとは

- 仕事と生活の調和を進める施策
- 生活：子育て、介護、地域活動、自己啓発
- ファミリー・フレンドリー施策（子育て支援施策）の限界

### (2) キーとなる施策

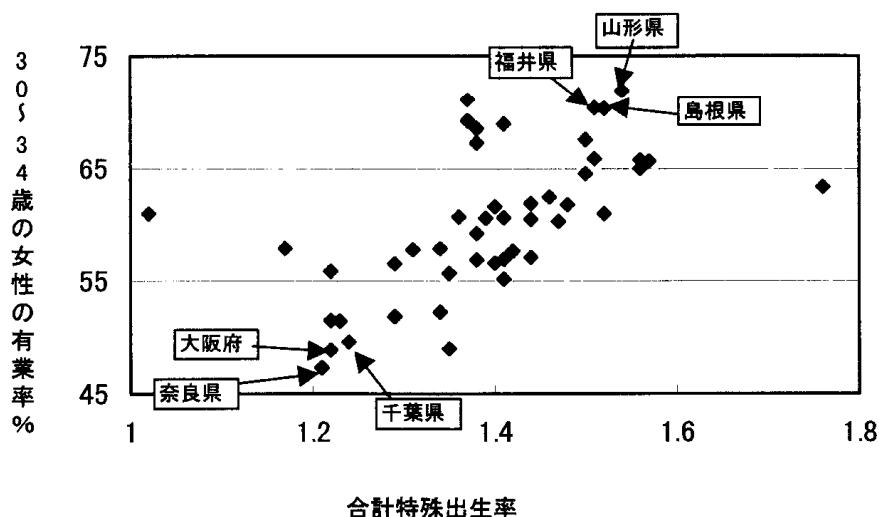
- 労働時間制度：長労働時間の是正、柔軟な働き方
- 配置転換：転勤

### (3) 働く人の課題

- 福祉施策ではなく、効率的な働き方に移行するための方策との認識

## 参考資料

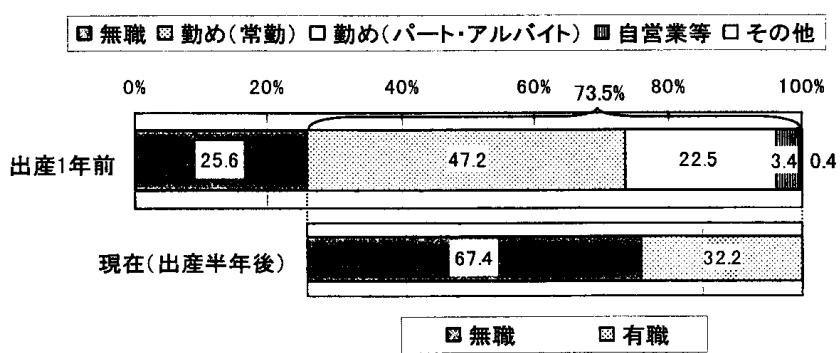
図1 都道府県別にみた合計特殊出生率と30-34歳の女性の有業率との関係



資料出所：合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」(2002)

30-34歳の女性の有業率は、総務省統計局「就業構造基本調査」(2002)

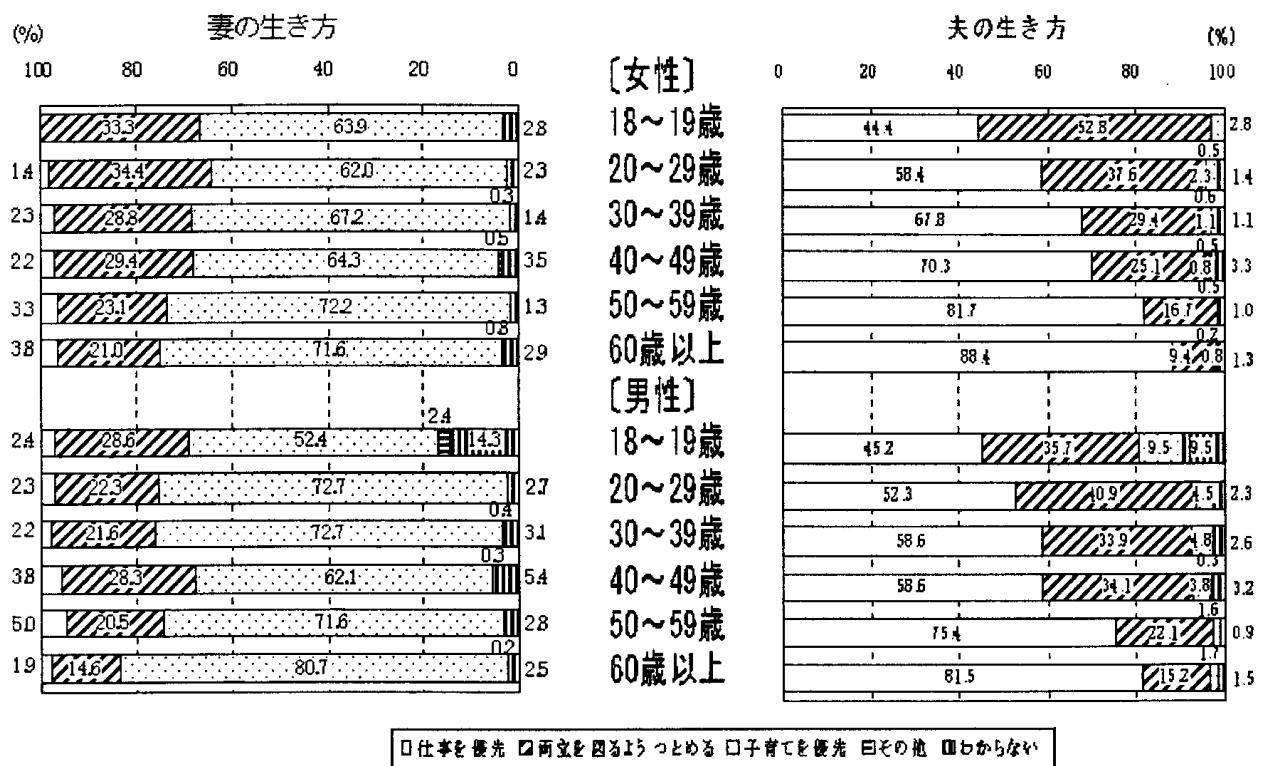
図2 第一子出産前後の母親の就業状態



注：調査時現在子が母と同居しており、第1子を出産した母親である。

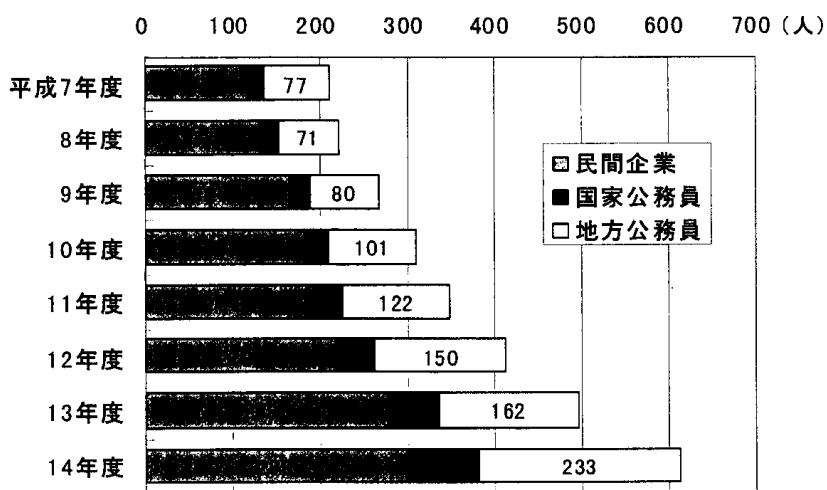
資料出所：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(2002)

図3 仕事と子育てに関する夫や妻の生き方



資料出所：内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）

図4 男性の育児休業取得者数の推移



資料出所：民間企業は、厚生労働省「雇用保険事業年報」における育児休業給付の初回受給者数  
 国家公務員は、人事院「一般職の国家公務員の育児休業等実態調査」における新規取得者数（一般職）  
 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」における新規取得者数（一般職）